第 11 回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

１　日　時　　平成24年12月21日（金）午後１時30分～３時25分

２　会　場　　新潟県庁 西回廊講堂（新潟市中央区新光町４番地１）

３　出席者　　にいがた食の安全・安心審議会委員15人のうち、12人出席

４　内　容

・開会　　･･･ 1ページ
・委員自己紹介　　･･･ 2ページ
・議題１　審議会の運営について　　･･･10ページ
・議題２　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について　　･･･11ページ
・議題３　基本計画の改定の考え方について
・議題４　改定計画の原案たたき台等について　　･･･18 ページ

【事務局　福祉保健部生活衛生課　湯本副参事】

それでは、ただいまから「第 11 回にいがた食の安全・安心審議会」を開催いたします。

私、県庁内で食の安全・安心に関する施策を推進するために組織された「食の安全・安心戦略会議」の事務局を務めております福祉保健部生活衛生課の湯本と申します。本日の司会を務めさせていただきます。

審議会の開会にあたり、新潟県福祉保健部 副部長の山﨑からごあいさつを申し上げます。

【福祉保健部　山﨑副部長】

みなさま、お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

福祉保健部 副部長の山﨑でございます。

私、今年の３月までは健康対策課というところにおりまして、新型インフルエンザですとかノロウイルスですとか感染症対策をやっておりました関係で、この生活衛生の分野とは食中毒の絡みで非常に接点がございました。

食というものは非常に我々にとって身近なものでございますけれど、食中毒というのはある意味事故でございます。通常の食べ物が流通して私どもの口に入ってくるこの中で、どういう風に食品・食材というものが動いてくるのか、こういったことに目を向け始めますと、意外に不透明な部分というのでしょうか、はっきりと見えにくい部分があるということに気がつきまして、10 年ほど前からそんなことを思っていたわけです。

図らずも食中毒で思い起こされますのが、平成８年に学校給食でO157が多発したということがございました。あの一件以降、非常に食品の安全というのが注目されるに至ったと思いますけれど、その間、新潟県におきましても平成19年３月にこの食の安全・安心基本計画を策定し、22年１月に一部改訂を行ってきたという経過がございます。

この計画、ご承知のとおり新潟県の独自の条例に基づく計画でございます。

食の新潟をＰＲする面からも、新潟が提供する食の安全、そして安心というものにより一層力を入れていきたいという県の姿勢の表れという認識でございます。

この数年間だけでも食中毒事件は後を絶たない状況です。そしてまたそれらが広域的に動いているものであることから県単独の取組では対応しきれない、そういった部分も出てきております。

今世の中が食の安全というものに関心の高い時期でありますので、こういった時機をタイムリーにとらえて、私どもも次の計画改定に生かしていければと考えております。

本日は計画改定のたたき台、考え方につきまして、こちらで作成したものをみなさま方にご審議いただくことにしています。

限られた時間でございますけれど、忌憚のないご意見を頂戴できますようよろしくお願い申し上げます。

【事務局　湯本副参事】

続きまして、審議会委員の紹介をさせていただきます。

本日は、今年７月の委員改選後、初の顔合わせになります。資料２ページの名簿順にご紹介申し上げますので、おそれいりますが、お１人１分程度で自己紹介をいただきたいと思います。

最初に、新潟医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科長　村山委員、よろしくお願いいたします。

【村山委員】

ご紹介いただきました新潟医療福祉大学の村山と申します。よろしくお願いいたします。

私、大学での専門は公衆栄養学ということなのですが、栄養学の中でも、地域の中で人々にとって良い食環境というのはどういうものなのか、それを追求するといいますか、研究したり、あるいは食育、教育ということを研究の対象としています。

そういった意味で、食の安全・安心審議会とはつながりが深いというふうに認識しております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【事務局　湯本副参事】

ありがとうございました。

続きまして、新潟薬科大学 応用生命科学部 教授　浦上委員、お願いします。

【浦上委員】
浦上でございます。
私、応用生命科学部というところにおりまして、食品安全学という研究室を任されております。主に微生物の食中毒、ノロウイルスですとか、もっと怖い、数は少ないですがボツリヌス菌ですとか、そういうものの研究をやっております。
それともう一つ、大学とは別の団体なのですけど、日本 HACCP トレーニングセンターというところで理事長をやらせていただいております。そこでは食品を安全に作るためのシステムと言われている HACCP を企業の方々にお教えすると言いますか、講習会をやったりしております。
そういう二面から、学校側からも企業側からもなるべく食品の安全を守っていきたいと思っております。委員として何かお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局　湯本副参事】
ありがとうございました。
続きまして、新潟大学農学部 准教授　城委員、お願いします。

【城委員】
新潟大学農学部の城と申します。
私、大学での専門は食品生化学ということで、おいしい食べ物を作るとか、体に良い食べ物を作っていこう、そういった研究をやっています。
大学の講義で食品微生物ということで乳酸菌とか体に良い菌をいろいろ取り扱うということもあります。逆に悪い菌、先ほどの食中毒細菌、そういったものを含めて大学の講義の中で食品衛生学、そういったものもやっております。
そういった食品衛生に関するような形で、この委員の役割の中で何かお役に立てれば非常に幸いかと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局　湯本副参事】
ありがとうございました。
続きまして、新潟日報社 編集局 文化部長代理　橋本委員、お願いします。

【橋本委員】
新潟日報の橋本と申します。よろしくお願いします。
主に文化面を担当しております。
文化への関心から、酒とか酒場といったものにいささかこだわりがあって、コラムを綴

ったりすることもあるのですけど、食全般となりますと、私の浅薄な知識、経験でどこまでお役に立てるのか心許ない思いもしているのですけど、とはいえ、生活に直結するテーマでございますし、より良い計画作りのために誠心誠意務めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局　湯本副参事】
ありがとうございました。
続きまして、株式会社 関本製麺製粉工場 代表取締役、社団法人 新潟県食品衛生協会副会長　関本委員、お願いします。

【関本委員】
関本でございます。よろしくお願いいたします。
今日は新潟県食品衛生協会の副会長ということで参りました。
特に今、新潟市食品衛生協会で行っております「食の安心・安全・五つ星」という事業なのですが、これが全国に発信できることになりまして、新潟市が最初に事業を行いまして、具体的にはまた後でお話しする機会があると思いますが、こういったことが全国に広がってまいります。
よろしくお願いいたします。

【事務局　湯本副参事】
ありがとうございました。
続きまして、片山食品株式会社 代表取締役社長、新潟県漬物工業協同組合理事長　片山委員、お願いします。

【片山委員】
新発田の片山でございます。
審議会の委員になって、もう５年か６年経つと思います。一番初めに伺ったときが、ちょうど中国の毒ギョウザの事件の後くらいだったかと思いますが、中国から原料を輸入している漬物業者、非常に厳しい立場にありました。
今回また８月に北海道で O157 ということで、漬物を食べられた方が９人ほど亡くなるという大事件を起こしている業界でございます。

その中で、私が安心と安全て何なのかと考えたときに、レバーを食べると O157 になるということで、レバーは生食してはいけないという決まりが国によって定められました。
今回白菜漬けを食べて O157 になられたのに、白菜は全くノーチェックであると。
もっと極端に言うと、レバーを家庭で食べる方はいらっしゃらないけど、白菜を家庭で生食される可能性のある方はいっぱいいらっしゃるということですね。

家庭で本当に白菜を次亜塩素酸ナトリウムで殺菌するのだろうか。我々、生野菜を扱う業者は、今、次亜塩素酸ナトリウムで殺菌するように指導を受けております。決定ではございませんが指導を受けております。

私どもの会社も白菜漬けを作っておりますので、塩素系の製剤を使って殺菌をしております。ただ塩素系の殺菌剤を使うことによって大きな問題は出ませんが、次亜塩素酸ナトリウムを使えば、必ず商品的に味覚の面で大きな問題が出てくるということでございます。

何が言いたいかというと、本当に安心、安全なものって、多分ないのだと思います。

それを自分で嗅ぎ分けることが人間の持っている本能であって、それをこういう形で「これ安全ですよ」と提供することが本当に正しいのかなということをこの頃ちょっと考えております。

こんなことをこういう場で言っていいのかどうか分かりませんけども、多くのものでそういうものがあると思います。

合成保存料、合成着色料は発ガン性が高いと言われますが、山菜を食べたほうがはるかに発ガン性は高いはずで、そういう数値が出ていると思います。でも山菜を採ってはいけないということはありません。

もっと極端に言うと、きのこを食べて死ぬ方が年間何十人、何百人といらっしゃるのに、年に何人も死なないレバーが食べることを禁止される。

ここら辺が、食の安心・安全て何なのだろうと考えさせられることかなと。

当然、私も食品に携わり、多くの方に食を提供する立場として、会社は安心・安全を第一に考えてすべての手を打とうと思っております。

ただ、それも100％ではないのだなとこの頃感じております。

ちょっと長くなりました。申し訳ございません。できる限り、この会をしっかりとした形でサポートできればと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局　湯本副参事】

ありがとうございました。

続きまして、新潟県農業協同組合中央会 常務理事　髙橋委員、お願いします。

【髙橋一成委員】

髙橋です。よろしくお願いします。

私はこの審議会、初めて出席させていただきます。

今ほど片山委員さんからもお話ございましたが、私はたしか平成13年の年に担当の課長として、当時ＪＡ内で始めました生産履歴の記帳という、本当に一からの取組をやったなあとつくづく思い返しておりました。

その後、無登録農薬の問題ですとか、あるいはＢＳＥと大きな問題が続いてきたわけで

すが、そうした中で今では少なくとも私どもＪＡ内ではおじいちゃん、おばあちゃんでも生産履歴を記帳するというのは当たり前になった、本当に隔世の感があるなと。

食の安全・安心の取組がそういうふうに進んできたというのは、こういう審議会等も含めてみなさんのご努力のおかげなのだろうと思っております。

その一端に座らせていただいて、少しでもお役にたてればと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局　湯本副参事】

ありがとうございました。

続きまして、原信ナルスロジテック株式会社　生鮮部長　秋山委員、お願いします。

【秋山委員】

北信越地区のスーパーマーケット協会連合会の代表ということで、出席させていただきます。私ども、消費者に一番近い立場ということで、この安全・安心につきましては、会社としても一番推進しているところでございます。

毎日、私どもの原信・ナルスでいいますと、20 万人近いお客さまが毎日いらっしゃっているということで、この安全・安心の提供については、本当に真剣に取り組んでいかなければならないということで、常日頃、対策を立てて取り組んでいるところでございます。

今後も、安全・安心な食品の提供ということで一緒に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局　湯本副参事】

ありがとうございました。

続きまして、特定非営利活動法人 新潟県消費者協会 常任理事　川井委員、お願いします。

【川井委員】

ＮＰＯ法人 新潟県消費者協会の川井 厚子と申します。

今日は雪深い小千谷市から参りました。

私は新潟県栄養士会の会員でもありまして、数々の施策を実際に現場と言いますか、地域で推進している一人として、生活者の目線で参画させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局　湯本副参事】

ありがとうございました。

続きまして、新潟県生活協同組合連合会 理事　柳田委員、お願いします。

【柳田委員】
柳田千佳子と申します。よろしくお願いいたします。
私も長く審議会に参加させていただきまして、最初は一消費者として、県の取組とか事業者、生産者の方々の取組とかなかなかわからない部分があったのですが、参加させていただきながら、今は協同組合間提携ということで協同組合祭りの中で、食の安全とか、消費者被害のトラブル防止などのブースも設けさせていただいて、広く参加者の方にアピールしています。
食の安全に関しましては、組合員さんはどうしても届いたものが安心か、安全か、安全なものを届けてほしい、安心できるものを届けてほしいと言いながらも、じゃあその実態はというと、なかなか学習の機会もなく、そういうことを協同組合間の中でも、総合生協、コープ新潟、地域生協の中で、組合員さんに向けての学習会もそれぞれの団体で行っております。
この中には私が組合員さんから聞いてきた「いろいろこういうことをもう少ししてほしい」というような要望の声を含めて、協同組合間の中での意見として出させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局　湯本副参事】
ありがとうございました。
続きまして、一般公募　上原委員、お願いします。

【上原委員】
上越市から参りました上原みゆきと申します。よろしくお願いいたします。
私は新潟のおいしいお酒と食べ物がとにかく大好きで、利き酒師、あとフードコーディネーターとしてずっと食に関わってまいりました。
特に今年顕著かなと何となくではありますが思っているのが、上越市やあるいは県の主催で産地見学会のようなものを計画されますと、ずいぶん参加される方が多くて関心の高まりというものを感じます。
やはりおいしくて安全なものを安心して食べたいという気持ちは市民の中でどんどん高まりつつあるのだなということを特に感じる一年間でした。
まだまだ勉強不足ですが一生懸命務めさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

【事務局　湯本副参事】
ありがとうございました。
続きまして、一般公募　髙橋委員、お願いします。

【髙橋正博委員】

髙橋正博といいます。
本業は連合新潟で労働相談をやっておるのですけども、趣味が高じましていろいろきのこの勉強をやっているうちに、新潟県の食の安全・安心サポーター、制度発足以来、新津保健所のきのこの鑑定をやっています。その後新潟市でも同様の制度ができまして、新潟市の山菜ときのこの鑑定もやっておりますが、実は私、それこそまた趣味が高じて、40 代の終わりから 50 代の終わりまで 10 年間居酒屋をやっておりまして、当然そこでは原材料である食肉、野菜を買ってきてですね、このレベルでは消費者なのですが、お客さまには食品を加工したものを出すという、そういった意味では提供者でもありました。

それやこれやで、たまたまメルマガをとっておりまして、この公募が出ていたものですから、応募してみましたところ、採用されるということになりました。
こういう場で意見を述べるということは今までありませんでしたが、勉強しながら一生懸命務めたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【事務局　湯本副参事】
ありがとうございました。
本日は、12 人の委員からご出席いただいております
皆さまのお話から、改めて食の安全についてご理解の深い方々にお集まりいただいたと感じました。
続きまして、本日欠席されている委員を報告させていただきます。

上越教育大学 自然・生活教育学系 教授　得丸委員、
新潟県農村地域生活アドバイザー連絡会　副会長　新保委員、
新潟漁業協同組合 代表理事組合長　小田委員

以上、３人の委員が残念ながら日程の都合がつかず、欠席されております。
また、こちらには県庁４部局９課で組織する「食の安全・安心戦略会議」の構成員等も出席しておりますが、会議資料に名簿を掲載しておりますので、紹介は省略させていただきます。

おそれいりますが、副部長の山﨑は、この後予定しております公務の都合上、ここで退席させていただきます。

続きまして、本日の審議会の成立についてご報告させていただきます。
「にいがた食の安全・安心審議会規則」第３条第２項の規定により、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、本日は、委員定数 15 人のうち 12 人の委員からご出席いただいております。

従いまして、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、この審議会の公開についてでございますが、県条例に基づく附属機関の会議でありますので、「附属機関等の会議の公開に関する指針」に従いまして、公開とさせていただきます。

次に、「にいがた食の安全・安心審議会規則」第２条の規定により、審議会の会長を委員の互選により選出することとなっております。
いかがでしょうか。どなたか適任と思われる方がいらっしゃいましたら、ご意見をいただきたいと思います。

【柳田委員】
平成 18 年の審議会発足当時から委員を務められておりまして、また、20 年から会長を務められており、食の安全について深い見識をお持ちの新潟医療福祉大学の村山先生が適任だと思いますが、いかがでございましょうか。

【事務局　湯本副参事】
ただいま柳田委員から村山委員を推薦するご発言がございました。よろしいでしょうか。他にご意見がなければ、村山委員から会長に就任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（拍手により賛成多数）

【事務局　湯本副参事】
ありがとうございます。
それでは、ご了承いただきましたので、村山委員には会長の席に移っていただきたいと思います。
議長についてでありますが、「にいがた食の安全・安心審議会規則」第３条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降、村山会長から議長として進行をお願いいたします。よろしくお願いします。

【村山会長】
ただいま、この審議会の会長に選出されました村山でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。
まず、少しごあいさつをさせていただきます。
この「食の安全・安心基本計画」ですけれども、策定されて今回が改定の年にあたっております。今年度末までにこの改定作業を終えなければいけないというかなり厳しいスケ

ジュールになっておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

また、後で報告があると思いますけれども、この安全・安心基本計画の中で、最終的なゴール、成果指標としていた項目がございます。それが「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」、これを成果指標として、ターゲットにしていろいろな取組が行われてきたわけです。

この結果を見ますと、県内外の県内・県外とも伸びているということがわかりましたし、また特に県内におきましては、目標を達成したということで、これらはやはり関係機関の方々、あるいは県庁の関係各課のみなさまのご努力によるものと思っております。

今回の改定にあたりましても、多様な方々からご参集いただいておりますので、そういった多様なお立場からの意見を議論することによって、より良い計画ができていくと思いますので、ぜひ活発なご議論よろしくお願いいたします。

それでは最初に、審議会の規則では、会長に事故があるときなどに職務を代理する「会長代理」をあらかじめ決めなければならないとされています。

私といたしましては、新潟薬科大学の浦上委員にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（拍手により賛成多数）

【村山会長】

ありがとうございます。

それでは、浦上委員、よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日の議題は４題です。

まず、議題１「審議会の運営について」事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　山内主任】

福祉保健部生活衛生課の山内と申します。

それでは、議題１「審議会の運営について」説明いたします。

お手元の別添資料Ⅰの１ページをご覧ください。

最初に、「基本計画と審議会のこれまでの経過」ということで説明させていただきます。

この審議会ですが、平成 17 年 10 月に制定されました「にいがた食の安全・安心条例」に基づき、平成 18 年 6 月に発足いたしました。

18 年度は、条例に基づく「にいがた食の安全・安心基本計画」を新規に作成する大仕事がございましたので、年度中に審議会を４回開催し、19 年３月に基本計画が完成しま

した。
そして 19 年度から６年計画として基本計画がスタートしたわけでございますが、19 年度以降の審議会では、この基本計画の進捗状況を点検いただくことを主な目的といたしまして、年１回のペースで審議会を開催してまいりました。
現在の基本計画は今年度いっぱいで終了いたしますので、年度末までにこの計画を改定し、来年度から新たな計画に基づいて施策を進めていくこととなります。
また、この改定作業の着手に先立ちまして、前回２月の審議会におきましては、現行計画の途中段階での成果などにつきまして活発にご審議いただいたところでございます。

今年度につきましては、基本計画の改定を中心の議題といたしまして、審議会を２回開催したいと考えております。
本日、通算 11 回目となるこの審議会では、まず現行計画の最新の進捗状況についてご審議いただいた後、事務局で作成いたしました計画改定の考え方とたたき台について審議いただきたいと考えております。
今年度２回目の審議会につきましては、改定計画の修正案について審議いただきたいと考えております。
２回目の開催時期については来年３月を見込んでおりますが、詳細な日時につきまして別途事務局から委員のみなさまのご都合を伺ったうえで、調整させていただきたいと思います。

以上、審議会の運営について説明させていただきました。

【村山会長】
ありがとうございました。
今年度は基本計画の改定作業を中心に行っていくということで、審議会を２回開催という説明でした。
ただいまの説明に対して、ご質問やご意見はございますでしょうか。

特にないようですので、議題２に移りたいと思います。
「にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について」事務局からご説明をお願いします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　渡辺参事】
福祉保健部生活衛生課の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。
それでは、議題２「にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について」ご説明申し上げます。

別添資料Ⅰの２ページをご覧ください。
最初に、計画の期間・目標・成果について説明いたします。

計画の期間は、平成 19 年度から 24 年度までの６年間です。

計画の目標は、「食の安全・安心の実現」としており、ここでいう「食の安全・安心」とは、「にいがた食の安全・安心条例」第２条により「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」と定義しております。

この目標の到達度を測る「成果指標」として、「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」と設定しています。
この指標は、新潟県の最上位の計画である「新潟県『夢おこし』政策プラン」の指標と共通であり、住民意識調査により毎年把握しています。
なお、県外の住民としては、東京、神奈川、千葉、埼玉の首都圏住民を対象にしています。
その指標の動向ですが、前回２月の審議会でもお知らせいたしましたが、県内・首都圏とも計画前より増加しています。最新の 23 年度時点で、県内では目標を上回る 55.1%となっており、首都圏では目標をやや下回る 48.3%となっています。

次に「２　計画に基づく施策の取組状況」ですが、基本計画では 20 の施策、細かい取組項目ごとに数えますと 74 項目をあげ、取り組んでまいりました。
各施策の取組状況は、３ページから 10 ページのとおりです。
毎年度このような形でとりまとめて審議会に報告し、委員からいただいたご指摘やご提案を施策の改善につなげてまいりました。

一例といたしまして、８ページをご覧いただきたいと思います。
８ページの施策 11「県からの情報発信の強化」として、県ではホームページやメールマガジン、新聞、あるいはそちら司会席のところに掲示してありますスーパーマーケットの店頭掲示板など、こういったものなどによりまして情報発信に取り組んでいるところです。
これについて、審議会からは、「インターネットを利用しない消費者や、スーパーマーケットに行っても掲示板を読む余裕のない消費者などに対しては、どのようにアプローチしていくのか」といったご意見もいただいております。

そういったご意見も踏まえ、県では消費者向けのパンフレットを作成し、スーパーマーケットやイベント会場に配置してもらう取組も少しずつ始めております。

お手元にありますＡ５版のカラーのパンフレットでございますけど、こちら「牛肉を使ったかんたんレシピと牛肉の安全について」と書いてございまして、表にレシピ、それから見開きを見ていただきますと、県が取り組んでいる新潟県産牛の放射性物質検査の情報を組み合わせた内容となってございます。

次に、資料２ページに戻っていただきたいと思います。

「３　取組指標 34 項目の進捗状況」についてご説明申し上げます。

基本計画では、先ほどの「成果指標」とは別に、施策ごとの達成度の目安となる「取組指標」というものを 34 項目設定し、進行管理しています。

それらの進捗状況ですが、

まず◎印の「現時点で 24 年目標を達成」したものが 19 項目ございます。昨年度時点では 14 項目でしたので、新たに５項目で達成したことになります。

次に、○印として、上方修正前の目標を達成しているものが３項目あります。

一方で、Δ印の「現時点で 24 年目標の半分以下の進捗率」であるものが３項目あります。昨年度時点では４項目でしたので、１項目で改善が見られたことになります。

続きまして、資料 11 ページをご覧ください。

にいがた食の安全・安心基本計画の指標一覧表でございます。各指標の状況を 11 ページから 13 ページにかけて一覧表にまとめました。

なお、一覧表の並び順ですが、前回までは、指標の性格別に「伸ばすべき指標」「減少させる指標」「維持する指標」という３グループに分けて記載しておりましたが、20 の施策順に並び替えたほうがわかりやすいというご意見を委員からいただきましたので、このように変更させていただいております。

左側の指標ナンバーのところに、先ほど申し上げた達成状況に応じて◎、○、Δを記してあります。

なお、今年度新たに◎になった指標は、

・11 ページの施策④の指標８「食中毒罹患率」
・12 ページの施策⑧の指標 15「広域流通食品製造施設監視数」
・　〃　施策⑪の指標 20「県ホームページ年間閲覧数」
・　〃　施策⑫の指標 24「健康づくり支援店指定数」
・13 ページの施策⑲の指標 33「農薬管理指導士認定者数」

の５項目です。

一方で、進捗率が目標の半分以下であるΔ印の指標でございますけが、

11 ページの施策④の指標９と 10 の「HACCP」（エイチエーシーシーピー＝ハサッ

プ）に関する２指標でございます。
それから 12 ページの施策⑪の指標 21「メールマガジン配信登録者数」となっております。

なお、前回が▲で今回改善した指標が、12 ページの施策⑪の指標 22「食の安全・安心出前講座開催数」でございます。

以上、にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について説明させていただきました。

【村山会長】
ありがとうございました。
基本計画の進捗状況についてお話しいただきました。
こちら成果指標について、あるいは 20 の施策、34 の取組指標、これらについて何かご質問やご意見はございますでしょうか。

特に今回から委員になられた方々につきましては、不明な点も多々あると思いますので、ご遠慮なくご質問していただければと思います。
また、この結果を踏まえて次期の計画の策定に入っていくことになると思いますので、これまでのところも把握をしていただければと思います。
いかがでしょうか。

はい、お願いいたします、上原委員。

【上原委員】
この▲の中で、11 ページの HACCP の普及講習会受講者数が０が続いているのですけど、これは講習会を行って用意はあるのだけれども、誰も受講しないという意味なのでしょうか。平成 24 年の目標が 300 人というのに比べて極端に０というのはどういう意味なのかなと思ったのですけど。

【村山会長】
ありがとうございます。
それではご回答いただけますでしょうか。

【事務局　山内主任】
それではご説明いたします。
こちらの HACCP に関する指標、番号で９番、10 番の２つの指標がございまして、こちら０、０ということで、全く進んでいない状況でございます。

こちらの状況を申し上げますと、こちらの２つの指標は、HACCP という高度な衛生管理に取り組んでいる事業者を新潟県として認証して公表するというような事業を想定しておりました。

これは「HACCP 認証事業」とか「HACCP 認定事業」ということで、よその自治体でもいくつかやっているところがございまして、新潟県もそういったものを創設すべく、検討をしていたところでございますけれども、実はこの後の議題の指標の見直しという部分でも関わってくるのですけど、こちらの HACCP に基づく衛生管理をしっかりやっている事業者をきちんと審査をして、認証して、その後も定期的に査察といいますかチェックをして、レベルを保っていることを確認し続けるというこの一連の業務は非常に労力が大きくなるといいますか、職員の訓練が必要ですし、そのための業務体制の調整も必要になってくるのですけど、こういった事業に本格的に乗り出そうというところで、なかなか検討に時間がかかっていたということがございます。

それと東日本大震災が発生いたしまして、そこで原発事故によって放射能汚染の問題が非常に大きな問題となっております。県といたしまして、食の安全・安心の中で最も重点的に取り組むべきことは何かと考えたときに、やはり食品の放射性物質検査をしっかり行って、その結果をわかりやすく公表していくと、ここに一番力点を置くべきであろうというような状況に今なっております。

こちら指標として掲げてきて全く進展がない状況でありまして、こういった（放射能問題の）状況もありますので、指標の見直しでは、こちらの事業については、実現の見通しが具体的に立たないということもあるので、指標からは降ろさせていただくという方向性で今検討しているところでございます。以上です。

【村山会長】

はい、よろしいでしょうか。

他に･･･。はい、浦上委員お願いします。

【浦上委員】

今の HACCP のことなのですけど、地方自治体でやる HACCP 認証事業をいろんな自治体でやられています。そういうものを見てみますと、本当にいいところもあればひどいところもある、申し訳ないが。あまりうまく動いていないんじゃないかというところもある。

それで、この資料（現行のにいがた食の安全・安心基本計画）の 17 ページに書いてあるのですけど、ここに HACCP のことが簡単に 17、18 ページに説明してあるのですが、17 ページの一番下を見ますと、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を普及するため、HACCP の基礎をなす一般衛生管理について積極的な取組を行っている企業を支援しま

す。」私はこれには賛成なんです。
言ってみれば、従業員がちゃんと手を洗うかとか、事業所がちゃんと掃除されて消毒されているか、そうことが言ってみれば一般衛生管理。これができてないところで HACCP をやろうといってもまず無理です。

ですので、そういうところをしっかりやることが先であって、それができていない事業者さんが正直申し上げてかなり多いと思います。
そちらをしっかりやっていただかないと、HACCP という名前を付けても、実際には中身のないものになってしまう。
例えば東京都なんか比較的うまくいっているほうかなと思うのですけど、あそこは HACCP ということは言っておりません。あくまでも一般衛生管理を重点的にやっている。

なぜこういうことを申し上げるかというと、一般衛生管理ができているかできていないかで強制力を持っているのは行政だけなんですね。
ですから保健所が見て、営業停止ができるはずですね、衛生管理が悪ければ。
ですからそういうところをしっかりやっていただいて、それで HACCP というのはあくまでも自主的にやったり、でなければ第三者機関の認証に任せればいいんじゃないかなと。それ以前の、本当に基礎的なところを行政がきちんとまとめてしっかりとやっていただくほうがいいのではないかと思います、私は。

ですので HACCP という名前をつけないで、HACCP というところまでいかない前の段階のところをぜひしっかりやっていただきたいと思います。
私はそういうふうに去年、生活衛生課の皆さまにはお願いしました。
ですからその私の意見も少し入ってそういう形になったとすれば、私は逆にこれのほうがいいのかなと思います。
無論、一般衛生管理の監視をしっかりやっていただくということが条件になりますが。

【村山会長】
追加でご解説をいただきました。ありがとうございます。
他にご意見ございますでしょうか。

では私からなのですが、最終的な成果指標が上がってはいるのですが、県内は目標を達成していて、首都圏では若干伸びが足りないというところなのですが、首都圏の方々が新潟県の食の安全に関する情報を得るルートというのはどんなところからというか、そういった調査ってあるのでしょうか。
もしありましたら、でよいのですが。

【北原生活衛生課長】
生活衛生課の北原でございます。
今のお問い合わせについては、現実的にはやってはおりません。
首都圏の方々に対するアンケート調査の方法といたしましては、インターネットを通してお願いしているという現状でございます。
首都圏のところが多少 50%に及ばなかったという部分につきまして、私どもといたしましてもアンテナショップのネスパスの有効活用、その辺がなんとかできないかとか、どういうふうな形で有効な情報発信が首都圏の皆さまのお手元に届くような情報として発信できるかということにつきましては、今後十分検討の課題というふうに受け止めておりまして、今取り組んでいるところでございます。

【村山会長】
次期の計画のところで、またいろんな委員の方々からのご意見も、対策についてですね、どうしたらよいかいろいろなご意見をいただければと思います。
他に何かございますでしょうか。
はい、浦上委員、お願いします。

【浦上委員】
12 ページの施策なのですが、一番上にある「人口 10 万人当たりの食中毒患者届出人数」という指標なのですが、これ前にもお話ししたことあるのですけど、食中毒の届出数というのを増やす減らすというのはあまり意味がないかなと。
実際問題アメリカでは、アメリカの人口の 6 人に 1 人が年に 1 回食中毒になっているというのが、アメリカの統計局から発表されています。そのほとんどは届けられない。
おなかを壊して、自分の家で寝ていて、仕事休んで治ってしまうか、病院に行ったとしても「大したことありませんね」ということで特に食中毒の検査もしなかったりして、それで治ってしまうというのがほとんどです。日本でも同じだろうと思います。

ですからここで 10 万当たり 20 人ということは、アメリカでしたら 10 万人当たり 1 万何千人ですから、アメリカの推計では。そのうち 20 人しか見つからないということになっちゃいますね。ということは見落としがいっぱいあるという逆の言い方もできてしまうので、これはあまり意味のない数字なのかなと。
届けることが好きなお医者さんが一人出てきただけで、これガラッと変わっちゃいます。
ですので、あまり意味のない数字ではないかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

【村山会長】
それでは事務局よりお願いします。
それで、その下のところにアスタリスクの②で、以前の議論の中で、浦上委員から、む

しろ原因がわかった数を入れた方がいいんじゃないかということで、多分これを載せていただいているのだと思うのですが、今の数値について、今後の計画の方向性もあると思いますけど、ご説明いただければと思います。

【北原生活衛生課長】

今、浦上委員からご指摘いただきましたが、私どもも改めて確認をいたしましたら、ご指摘のとおりでございます。

厚生労働省の研究班が調査をしてみたところ、厚労省の統計上は（カンピロバクター食中毒の）患者数毎年 2,000 から 3,000 人というところでございますが、これが住民に無作為の電話調査をしてみますと、その結果、推定患者数は毎年 100 万人以上と推定されます。

そうすると、実際に推定 100 万人以上が統計上 2,000 人から 3,000 人という形で表されているというような状況でございます。

その理由につきましては、今浦上委員が前段おっしゃいっていただいたその通りの理由が、厚労省でも考察として述べられております。

そういう意味で、罹患率よりも食中毒の発生件数と、その原因食品が判明した件数、こういうふうなものをデータとしてあげたほうがかえって有効なのではないかということでございます。

今回は、そういうふうなものを指標として正式にあげることが間に合いませんでしたので、23 年の状況を振り返りますと、発生件数 14 件、そのうちの全件数について原因食品が判明していると、そういう結果でございます。以上です。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。

これに関する引き続きの議論は、後ほどの、次の計画のところで出てくるかと思います。

それでは、他にないようでしたら、次の議題に行ってもよろしいでしょうか。

引き続きまして、次の議題３、こちらが今回の中心テーマですので、十分に議論いただきたいと思いますが、議題３「基本計画の改定の考え方について」、そして議題４「改定計画の原案たたき台等について」、これらは関連がありますので、一括で審議をしたいと思います。

事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局　山内主任】

それでは、議題３「基本計画の改定の考え方について」、合わせて議題４「改定計画の原案たたき台等について」説明いたします。

20 分ほどお時間をいただきたいと思います。

別添資料Ⅰの 14 ページをご覧ください。
議題３の「基本計画の改定の考え方」でございます。
この基本計画の改定作業を進めるにあたり、まずは県庁内９つの課で構成する「食の安全・安心戦略会議」の中で、進め方について共通認識を持つ必要がございましたので、９課で議論したうえで、この考え方をまとめたものでございます。

資料に従い説明いたします。

「１　計画の位置づけ」でございますが、この計画は、にいがた食の安全・安心条例第９条に基づき、新潟県知事が定めている計画でございます。
一方で、先ほど申し上げたとおり「夢おこし政策プラン」という県の最上位の計画がございまして、このプランの中でも「食の安全確保」の政策が盛り込まれておりますので、この政策プランとの整合を図りながら、県の食の安全・安心施策を総合的に推進していくこととなります。

「２　県民意見の反映方法」でございますが、この審議会で２回にわたって審議するほか、県民アンケートとパブリックコメントの募集により、県民意見を広く聴いて、計画に反映しようと考えております。
なお、県民アンケートとパブリックコメント募集の結果につきましては、次回の審議会でお示しできると思います。

「３　スケジュール案」でございますが、まず 10 月から 11 月にかけて県民アンケート調査を実施しておりまして、現在集計中でございます。
本日 12 月 21 日のこの審議会で、改定計画の原案たたき台等についてご審議いただきます。
ここで言う「原案たたき台」というのは、原案を作るためのたたき台という意味でございまして、本日のご意見等を踏まえて、年明け１月に事務局で原案を作成したいと考えています。
次にその原案を公開して県民意見を募集し、寄せられた意見を踏まえて修正案を作成いたします。
そして３月にその修正案をこの審議会に諮問し、答申をいただいた上で、改定計画を完成させたいと考えています。

続きまして 15 ページをご覧ください。
「４　計画見直しの方向性」でございます。
「（１）現行計画との関係について」、つまり現行計画からどのくらい変更するつも

りなのかという点でございますが、現行計画は県民意見を広く聴いて策定したものでございますので、基本的な考え方ですとか、構成については尊重し、継承したいと考えています。

「（２）政策プランとの関係について」でございますが、現在、政策プランのほうでも評価・見直し作業が進められておりまして、ですので、計画の要となる「成果指標」などにつきましては、基本計画と政策プランとで整合を図っていく必要がございます。

「（３）計画期間」につきましては、平成 25 年度から 28 年度までの４年間といたします。
これは政策プランが、知事の任期と同じ４年サイクルで見直されることに合わせるものです。

「（４）施策について」でございますが、現行の 20 施策をそのまま新計画に引き継ぐのではなく、発展的に取り組んでいく、つまり目標を設けて進行管理していく、そういった施策を中心として、ある程度施策の数を統合し、体系を整理したいと考えています。
また、現在県として力を入れて取り組んでいる「食品の放射性物質検査等」の取組を一施策として追加したいと考えています。

なお、この「施策の統合」という考え方でございますが、前回の審議会でいただいたご意見を踏まえたものでございます。
そのご意見とは次のようなものでした。
「現行計画の内容は非常に幅広いが、時間・スタッフ・予算が限られている中、全部を対等に推進しようとしても効果を上げにくくなってくるのではないか。当面は放射性物質の問題にできるだけ力を注ぐことが、効果をより高めると思う。」
こういったようなご意見を前回いただいたところでございます。

「（５）取組指標について」でございますが、現行の 34 の指標について、審議会の意見や成果との関連などを考慮して改正あるいは廃止するとともに、新たな指標の創設を検討したいと考えています。

以上、ここまでが議題３「基本計画の改定の考え方について」の説明でございました。

続きまして、議題４「改定計画の原案たたき台等について」説明したいと思います。
本日差し替えをお願いした別添資料Ⅱの修正版をご覧ください。
A3 版用紙を折り込んだ１枚紙でございます。

たたき台自体は全部で 34 ページもございますので、今日のこの場で詳しく見ていく時間がございませんので、この別添資料Ⅱにより全体像を説明したいと思います。

なお、本日の差し替えでどこが変わったかと申し上げますと、「現行施策のどこをどう改定したいのか」こういった点ですとか、「改定によりどんな効果が期待されるのか」こういった点をわかりやすく書き加えたものでございます。施策の体系ですとか内容については変更ありません。

まず、左上の「現計画の概要」と、その下の「現計画の進捗状況」という枠がございますけど、こちらは先ほど議題２で説明したとおりでございます。

それらを踏まえて、左下の「改定のポイント」の部分をご覧ください。

先ほど申し上げた「改定の考え方」に基づき、具体的に「こう改定したい」というポイントをまとめたものでございます。

１点目といたしまして、これまでと同様に、計画全体の達成度を測るため、「成果指標」及びその目標値を定めて計画を推進していくという点でございます。

この成果指標は、先ほど申し上げたとおり、「夢おこし政策プラン」と共通の指標でございまして、毎年１月くらいにデータが公表されています。

今年度のデータも近いうちに公表されると思いますので、その結果を見極めて、新たな目標値を設定したいと考えております。

２点目は、現行の 20 施策からなる体系を、13 施策に再編したいという点でございます。

具体的には、現行 20 の施策のうち、指標が設定されていないものが４施策、それと後ほど説明いたします今回指標の見直しによって独自の指標がなくなってしまう４施策について、この合わせて８施策については、関連する施策に統合したいというものでございます。

そのうえで、「食品の放射能対策の推進」、こちらを１施策として体系に追加し、合計 13 施策に再編したいというものでございます。

施策の体系の詳細につきましては、右上の図をご覧ください。

見直しによって統合したい８施策というものを見ていきますと、

まず No.6「遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止」、こちらを審議会の取組について書いたページがございまして、今回たたき台の５ページになるのですけど、そちらのほうに統合したいと考えております。

次に No.7「一貫した監視等の実施」、こちらを新施策の１番から５番にそれぞれ統合したいというものです。

次に No.10「研究開発の推進」、こちらを新施策の１，５，８にそれぞれ統合したいとい

うものです。
次に No.14「自主基準の設定及び公開の推進」、こちらは新施策 10 に統合したいということです。
次に No.16「施策の申出制度」、こちらは新施策 11 に統合したいと。
次に No.17「危害情報の申出制度」、こちらも申出制度なのですけど、こちらを新施策８に統合したいというものです。
次に No.18「国や他の自治体との協力体制の整備」、こちらを計画の推進体制について書いたページがございますので、これも先ほどのたたき台の５ページになりますけど、こちらに統合したいというものでございます。
最後 No.20「環境保全に配慮した事業活動の推進」、こちらを新施策１に統合したいと。
以上の８施策となります。

いずれも大切な施策ですので、記述をカットするということではなく、それぞれのポイントとなる記述については、できるだけ関連するページに移していきたいと考えておりますし、取組そのものは今後も必要に応じて継続してまいります。

次に中央下段のほうに書かれた「改定により期待される効果」という部分をご覧ください。
期待される効果といたしましては、施策の統合再編によりまして、食品の放射能対策をはじめとする重要施策への取組の重点化が図られるということが一つ、また、すべての施策に指標を定めることで達成度がわかりやすくなり、適切に進行管理できることが考えられます。
それによって計画の実効性が高まり、ひいては住民満足度、つまり成果指標でございますが、こちらのさらなる向上が期待されるということでございます。

続きまして、別添資料Ⅲ「改定計画の原案たたき台」、この冊子をご覧ください。
ここでは全体の構成について、簡潔に説明したいと思います。
構成ですが、別冊でお配りしてある現行の基本計画と同じ構成となっています。

まずたたき台１ページには、「計画策定の経緯」「計画の位置づけ」「計画の期間」を書いてございます。
続いて２ページをご覧ください。「計画の目的と成果指標」を書いています。
３ページには「施策の視点と体系」。
続いて４ページをご覧ください。下段のほうに計画の「キャッチフレーズ」。
５ページには「計画の推進体制」を書いています。
次に６ページの下段に「計画の進行管理と公表」という構成で書いています。

そして7ページから最後の 34 ページにかけましては、先ほどの 13 施策の具体的な中身を記載しています。

各施策の中身の書き方でございますが、「現状と課題」をまず書き、それから「取組方針」「県の取組」「関係者に期待される役割」「取組指標」、こうった順番で構成しています。

なお、計画の完成版で想定しているのは、この 34 ページのさらに後ろに資料編として、県民アンケート結果ですとか、根拠条例、用語解説、こういったものを 34 ページの後ろに付ける予定としています。

続きまして、別添資料 I に戻っていただきたいと思います。16 ページをご覧ください。

最後に「取組指標の見直し案」といたしまして、指標の廃止、新設、変更案、こちらについて説明いたします。

現行 34 の指標があるわけでございますが、このうち 10 の指標を廃止し、新たに４つの指標を新設したいと考えています。

この他、７つの指標で集計方法ですとか名称の変更を考えています。

ここでは廃止と新設の指標について、中身を説明したいと思います。

まず廃止したい 10 の指標について、理由を３パターンに分けて説明します。

１つ目のパターンといたしまして、これまでの審議会のご意見を踏まえて廃止したいというものでございますが、これが１つございます。

16 ページの指標 No.8「県内の食中毒罹患率」がそれに当たります。

先ほどお話がございましたけど、指標の有効性について疑問ありというご意見を受け、事務局といたしましても同様に考えましたので、廃止したいというものでございます。

それから２つ目のパターンといたしまして、計画の達成につながる有効な指標かどうか、これを事務局といたしまして改めて検討した結果、説明が難しいと判断して廃止したいものが５つあります。

・16 ページの指標 5「24 か月齢以上の死亡牛の BSE 検査実施率」
・17 ページの指標 12「食品衛生法に基づく規格基準検査違反率」
・　〃　　指標 19「環境保全型農業の推進に向けて取り組む研究課題数」
・18 ページの指標 27「にいがた食の安全・安心審議会の開催回数」
・19 ページの指標 34「家畜排せつ物法を遵守している生産者の割合」

以上５つの指標でございます。

廃止したい３つ目のパターンといたしまして、情勢の変化により適さなくなってきた

もの、例えば、優先課題の変化ですとか、当初の目的を達成して今後大きな動きがないもの、こういった情勢の変化により廃止したいというものが４つございます。

・16 ページの指標 9 と 10　先ほどご説明いたしました HACCP に関する２つの指標

・17 ページの指標 13「農家巡回による動物用医薬品の適正使用」

・　　〃　　指標 18「検査可能や農薬・動物用医薬品数」

以上４つの指標でございます。

次に、新たに設けたい４つの指標について説明いたします。

最初に 16 ページの「施策４　安全で安心な加工食品の提供」に関する指標として、

指標 No.新①「飲食店・製造業・販売業に対する監視指導回数の年間達成率」、こちらとその下の新②「加工食品の検査件数の年間達成率」、まずこの２つがございます。

加工食品の安全確保を図るうえで、保健所による監視指導と食品検査、こちらは最も重要な取組でございまして、この取組状況をもっと見えやすくすることを目的として、この２つの指標を考えたものでございます。

それから新設したい３つ目として、18 ページをご覧ください。

「施策 11　県からの情報発信強化」に関する指標として、No.新③「店頭掲示板『にいがた食の安全インフォメーション』の情報更新回数」でございます。

先ほども少しご紹介いたしましたが、県内のスーパーマーケット約 200 店舗のご協力をいただきまして、店頭に掲示板を設置させていただき、消費者に向けて食の安全に関するさまざまな情報を掲示しています。

これまでも概ね月１回のペースで情報を更新してまいりましたが、この広報手段は事業者と県との協働事業という、こういった点からも意義が深いものと考えておりまして、この広報手段を今後もっと活性化していこうという目的で、情報更新回数を指標としたいというものでございます。

新設の４つ目でございますが、19 ページの最後、指標 No.新④「食品の放射性物質汚染について不安を感じる県民の割合」でございます。

「食品の放射能対策」、この施策の達成度を測るための指標については、いろいろな検討をいたしました。

その結果、いろんな案が出たのですけど、例えば放射性物質検査の件数を指標にしてはどうか、いわゆる「アウトプット指標」というものになりますけど、そういったような指標よりも県民の意識を直接表すいわゆる「アウトカム指標」、こちらのほうが適切ではないかというふうに考えまして、こちらを提案したものでございます。

この指標値ですけど、毎年県民アンケートを実施して把握していこうと考えています。

不安を感じる県民の割合が当然少なくなることを目指しているのですけど、具体的な数

値目標については、今年度の県民アンケート結果を見極めて考えたいと思います。

なお、各取組指標の目標値の案についてはここには記載しておりません。
先ほどのたたき台の冊子の中で一部記載しているものもございますし、現時点で目標案がまだ定まっていないものは、空欄になっています。

少し長くなりましたけど、以上、「基本計画の改定の考え方について」、合わせて「改定計画の原案たたき台等について」説明させていただきました。

【村山会長】
はい、ありがとうございました。
それでは、議題３と４を分けてですね、まず初めに議題３の基本計画の改定の考え方の部分で、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
はい、お願いします、秋山委員。

【秋山委員】
今回のこの成果指標に関しては、（住民意識調査の質問文で）取組が十分か不十分かという５つの項目があって、この１番（＝十分に行われていると感じている）と２番（＝ほぼ十分に行われていると感じている）の構成比（が指標値）になるわけですけど、これから改定していくにあたり、４番（＝やや不十分だと感じている）、５番（＝不十分だと感じている）の不十分と考えておられる方の、どういうところに不十分という考えを持たれたかと。
そこから、優先順位といいますか、それに基づいてこういう対策を立てるというほうが、また消費者の方に同じような方法で成果の構成比を算出するのであれば、そこのところをしっかり押さえての対策が必要ではないかというふうに考えます。以上です。

【村山会長】
はい、ありがとうございます。
それでは事務局から何かございますでしょうか。

【事務局　山内主任】
今、秋山委員からのご指摘なのですけど、別添資料Ⅰの２ページ、成果指標の意識調査の質問文、こちらの１番から５番のお話だったかと思います。
たしか以前の審議会でも同じようなご意見があったのではないかと記憶しておるのですけど、意識調査により十分に行われていると感じる、その理由は何か、または５番の不十分と感じている、その理由は何かということで、実はこの意識調査では、単純にこの１番から５番を選択するだけで、理由までは記述してもらっていなかったという問題がござい

ました。

それで、実は今日はまだお示しできませんけど、今年度この意識調査とは別に県民アンケート調査をやっておりまして、こちらのほうではこれと同じ項目を聞いておりまして、それにプラスして理由も記述していただけるようなやり方で実施しているところでございます。

そこにおそらくいろんな理由、「ここが不足している、もっとここをこうしてほしい」とか、そういう具体的なご意見がかなりの数集まるんじゃないかと考えていますので、そういったものを分析しながら、今度の計画の改定に生かしていきたいと考えております。

【秋山委員】

いろんな立場の方が委員としていますので、できればそういった生の声をこういったところで出していただいて、それに対する対策というものを、そちらだけでなくこちらのほうと話し合いながら決めていくほうが、より効果的な対策というのもあるのではないかなと考えましたので、そういったことで意見を述べました。

【村山会長】

今出せないということですね。まだ集計していないと。

【事務局　山内主任】

今申し上げた県民アンケートの結果ですが、おそらく１月くらいに公表できるのではないかと思うのですけど、そのときには資料を各委員に送付いたしまして、そちらのほうもぜひ参考にしていただきたいと思っております。

【村山会長】

他に何か、ご質問、ご意見はないでしょうか。

成果指標自体が変わる可能性もあるということですよね。先ほどのご説明ですと。

上位計画「夢おこし」政策プランが改定されて、指標が変わるということもあり得るということですか。ほとんどないと考えて良いのでしょうか、今議論するにあたって。

【北原生活衛生課長】

今この段階での確実なご回答は差し控えてということでお聞きいただきたいのですが、政策プラン評価委員会による中間評価では、この食の安全・安心確保の取組につきましては、「順調です」という評価をいただいております。

その流れからいたしますと、成果指標等については、あまり大きく変わることはほぼないというふうに思っております。

これを受けまして、目標値という部分につきましては、今申し上げました県民アンケートの結果とか、その他のアンケート結果等により、多少の上下または相当のアップとか、そういうところが変動要因として、今の段階では可能性があるのかなということです。
現時点で確かなお答えができなくて、大変申し訳なく思っております。

【村山会長】
目指す方向性としては、こういう方向性だということで、これに向けて、どういう計画にしていったら良いかということを議論していくということですね。

それでは、他に議題３のところで、考え方について、よろしいでしょうか。
では、合わせて議題４の中で、もし振り返って疑問が出てきたら、出していただいてけっこうですので、議題４に移りたいと思います。
別添資料Ⅱと、別添資料Ⅰの 16 ページ以降の指標の見直し案、あと、（別添資料Ⅲ）たたき台という冊子がありましたが、これらについてのご意見をどこからでもけっこうですので、出していただければと思います。
はい、片山委員。

【片山委員】
先ほど出た指標８番の食中毒の件なのですけど、これは表現がおかしいのであって、食中毒っておかしくないと思うんですね。これは一貫した監視の下でということは、集団食中毒のことを指しているので、何人出たかということでなく、何件発生したかというとらえ方なのではないでしょうか。
一貫した監視等の実施というところは、加工業者ですとか市場とかを見ますよということでの指標として、発生の人数で評価しているから、これおかしくなるんじゃないかなと思うのですけど。違うのですか。集団食中毒で考えているんじゃないですか。

【浦上委員】
そのことでしたら･･･、件数でやってもやはりおかしなことになるかなと･･･。

【片山委員】
申し訳ない、そういうことではなくて･･･。
家庭で結局ちょっと菌数が上がったものを食べて食中毒を起こす人まで入ってきてしまう話になっちゃうので、これはあくまで「一貫した監視」ということは、加工業者ですとか市場流通ですとかというところで何らかの瑕疵があって発生したものというとらえ方を指していらっしゃるんですよね。

【事務局　山内主任】

「食中毒罹患率」としてここに指標として載せているデータですが、何のデータを出しているかといいますと、これは事業者が提供した食品による食中毒も当然入ってきておりますし、あと家庭内で起きちゃった食中毒もひっくるめて、行政として探知をして、調査をして、これは間違いなく食中毒だと断定したその件数と人数が元となっております。

ですので、今、片山委員がおっしゃった趣旨としては、おそらく事業者に対する監視の指標であるのだから、事業者が提供した食品による食中毒をくくればいいんじゃないかというようなご意見だったかと思うのですけど。

今ここで出している指標としては、事業者・消費者、すべての原因をひっくるめて行政として探知したもので数値として載せているということでございます。

【片山委員】

ですから、これがなくなっても私は全然問題ないと思うのですけど、施策としては７番の「一貫した監視」ということで、家庭を監視することができないのに、家庭の数字を持ち込むこと自体がナンセンスなんじゃないかなということが言いたいので、決して人数で表現したことがどうのこうのということではないのですけど。

だからこれをどうしても（指標に）するのであれば、「集団食中毒の発生件数」が基準になってきて、「０を目指します」というのであれば、監視の指標になるんじゃないでしょうか。

先生がおっしゃるような整合性としてあるかどうかは別として、全然関係ない数字を持ってきて、これ合わないよねと言ってやめましょうということ自体がナンセンスになってくるのかなと思うのですね。

なぜこの話をしたかというと、新指標の①②のところで出てくる監視指導体制ということなのですけど、「現実としてできるんですか」というふうに私は思うのですけど。

私ども先ほど話したように、漬物製造業者が大きな事件を起こしまして、８月末、９月、10 月までかけて、全国の登録されているところ、未登録のところも含めて、（保健所による）立入検査が行われましたけど、新潟県内だけで漬物製造、浅漬け製造ということで登録されている事業施設が 350 強、400 弱ということなんですよね。

そうなると極端な話、１日２社回ったとしても、休みなしで半年かかっちゃう話になっちゃうので、本当にこういう監視指導をできるんだということが言えてこのような計画を立てられているのか、どうなのかということだと思います。

もっと極端に言いますと、漬物製造の協同組合に加盟しているのが 50 社なんですね。

今年若干減りまして 48 社なんですけど、現実 48 社しかないのに、施設が 400 弱あるということ。ということはアウトサイダーというよりも、家庭で作られている世界にちょっと毛が生えたような方が、道の駅ですとかいろんなところで販売されていると。

ほとんど結局指導がされていないような状態でやられていますので、今回出てきた指導

件数というのは、新潟市管轄で 118 施設中 116 箇所は指導を受けているんですね。新潟県管轄で260くらいの中で75%の施設が指導を受けているというのが現実でございますので、そういう中でこの計画を立てられて、漬物屋だけでなくいろいろな事業所があって、それを監視するといったら、保健所の人間が今の何十倍も要るようになってしまうという話になってしまうのかなと。

そこまでのものを計画されて大丈夫なのかなと思います。

【村山会長】

それでは、２つの論点があると思うのですが、１つは食中毒患者の指標ですね、別添資料Ⅰの 16 ページを見ていただいたほうがいいかと思うのですが、これを例えば加工食品の提供というところの指標で出すのであれば、それを食べた人というか、そういうふうに分けられるかという問題。このあたり、この指標の妥当性について、浦上委員から･･･。

それでは（生活衛生課から）先にお願いします。

【北原生活衛生課長】

この問題につきまして、こちら（の冊子）が現行の「にいがた食の安全・安心基本計画」でございますが、ひもといていただきますと、食中毒の罹患率につきましては、施策４「安全で安心な加工食品の提供の推進」、それから委員ご指摘の施策７「一貫した監視等の実施」、こちらのほうにそれぞれ「県内の食中毒罹患率」というものを一つの指標とさせていただいておりました。

この計画の構成につきましては、まず例えば「安全で安心な加工食品の提供の推進」であれば、県としてはこういう形で取り組ませていただきますという取組方針をまず説明させていただいております。

そして、この計画全般で言えることは、県のみならず、食品関連事業者の方、消費者の方、それぞれ３者が相互理解の下に協働して食の安全・安心を確保していきましょうと、そういうものが理念的に基本にございます。

ですから、その次に書かせていただいておりますのが、「関係者の役割」ということで、食品関連事業者の方々にはこのようなことを望みます、それから消費者の方々にはこのような役割を果たしていただきたいと思います、というふうなことで、県、食品関連事業者の方、消費者の方、それぞれがそれぞれの責務と役割を果たしましょうというものが構成になってございます。

よって、取組指標「食中毒罹患率」につきましては、これは営業者が起こした集団食中毒のみならず、一般家庭で起きた食中毒、そういうものもすべて含んだ形で、今までは罹患率として、指標として利用させていただいておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、現実と相当乖離しているのではないかという浦上委員からのご指摘もございましたし、

厚労省の研究班からもその裏付けがとれております。
そういう中で、やはり乖離しているものについて、いつまでも取組指標として扱うのはいかがなものかということで、今回は指標から取り下げさせていただいたということでございます。

それで、漬物の監視ができるのかということでございますが、これにつきましては、まず監視体制というもの、委員ご指摘のとおり 400 軒くらいあるのだけど、これ１日２軒回っていても半年かかっちゃうのではないかというお話でございました。
私ども監視体制は、実際監視するのは県内で 12 の保健所、その他に政令市である新潟市の保健所、全部の 13 箇所の保健所、要は監視機関がございます。
その中で監視を行ってまいりますので、もし 400 軒あったとしても、13 箇所で割っていただきますと１保健所あたり約 30 軒ということでございますので、監視は不可能な数ではないというふうに考えております。

【村山会長】
ご説明いただきました。よろしいでしょうか。

【片山委員】
１業種をとって１保健所 30 件だからという話ですけど、いろいろな業種を考えるとそんな数ではないわけですよね。私どもの漬物組合に加盟しているのが 48 社くらいしかないのに、現実は 400 軒からの施設があって、そんなの回りきれないでしょうという話をさせていただいているだけで、じゃあ米菓はどうなんだ、餅はどうなんだ、もっと極端に言うと飲食店って県内に何店舗あるんですかって言ったときに、飲食店、製造業、販売業って不可能な数字じゃないでしょうかという話なんですね。

【村山会長】
はい、お願いいたします。

【北原生活衛生課長】
私どもの監視につきましては、毎年毎年、監視指導計画というものを作らせていただいております。委員、一番よくご存じだと思いますが。
その監視指導計画を作る際に、その業態、分野において、食中毒もしくは食品事故が起こる確率が過去の統計から高いもの、もしくはここの業態、施設で食中毒が起きたら全国的な広がりになってしまい非常に危ないというものにつきましては、当然これは年に複数回回ると、今３回以上という規定がございます。

逆に言うと、まったく過去５年も 10 年もこういう分野は食中毒が起きたことないよとい

う部分につきましては、例えば許可更新時、今５年に１回の許可更新でございますが、そういうときに確認すればよろしいのではないかということで、それぞれ監視指導計画の中では、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ分類まで５段階に分けて、それぞれ目標監視数を定めてございます。

そういう中で、ちなみに平成 23 年度の監視指導の実施結果、これは毎年６月の末までに私どものほうで公表させていただいておりますが、対象延べ業種数が件数で申し上げますと 40,204 件、平成 23 年度はございました。そこで目標監視数にこれを直しますと、年間３回以上から５年に１回の切り替え時でいいというように目標監視数を立てるわけですが、そうしますと、延べで 31,610 件になります。

それに対して何件の監視指導をできたかというと、40,418 件、達成率としては 128%というような統計的な数字で出ております。

なお、それぞれＡ分類、Ｂ分類、Ｃ分類、Ｄ分類、Ｅ分類で達成率は多少のばらつきがございますが、全体としては概ね監視指導できているというように私どもは見ております。以上です。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。

時間が限られてきましたので、次のご質問、ご意見を受けたいと思います。

髙橋委員。

【髙橋正博委員】

いや、もう今の説明でわかりました。

要するに私も居酒屋をやっていたものだから、そういうものをひっくるめてやるとどうなるのかということで。

【村山会長】

他に･･･、城委員。

【城委員】

別添資料Ⅲ、改定計画の原案たたき台の２ページ、四角の枠で囲ってある一番メインのところだと思うのですけど、成果指標が未定となっているのですけど、ここは今の指標に代わるようなものを考えてらっしゃるのかということ。

あと、もし現行のものを引き続き使おうと考えていらっしゃるのであれば、この会議の冒頭でも質問が出ておりましたけど、県外の方に対して、何か新潟県で「こういう取組をしています」というアピールをされているのか、そういったものを周知する手法は今あるのかという質問に対して、特にそういったことは行っていないということであると、メイ

ンの指標として、県外の方が新潟県における取組を知り得る手法がないのに、そういったものをメインの指標にしているというのはおかしいので、県内だけにしてはどうですかという点ですけど、いかがでしょうか。

【村山会長】
はい、いかがでしょうか。基本的なところだと思いますが。
新しい計画案にも県外対策というか県外向けの取組の方向性というのは入っていないのですか。

【北原生活衛生課長】
おそれいります。今年度のアンケート結果等を見まして、具体的な県外対策という部分につきましては、これから具体的に盛り込む予定にしておりますが、いずれにしても１月の結果がまとまった段階で委員の方々にこのような考えでいかがでしょうかということでご照会をさせていただきたいと思っております。

【村山会長】
含める方向ということでよろしいでしょうか。
他にいかがでしょうか。はい、お願いします、秋山委員。

【秋山委員】
新設の放射性物質汚染についての指標なのですけど、これは項目としては「不安を感じる県民の割合」ということで、何と言いますか、絶対値で表せないと言いますか、印象の部分がありますし、放射能については徐々に不安も軽減していきつつあると思うのですけど。
それよりも当初、震災以降この放射能問題が起きたときに新潟県の生活衛生課の取組というのですか、ホームページを見ると、全都道府県の中で一番速やかに量的にも多く（検査を）やっていただいたということで、我々にとっては非常に感謝しているところなのですけど、そのへんの取組が消費者の方に伝わっていないというところのほうが問題と言いますか、周知することも一つの項目として取り上げられたらいいんじゃないかと思います。

【村山会長】
はい、柳田委員、お願いします。

【柳田委員】
私もですね、不安を感じる県民の割合というか、「不安を感じる」という言葉が、絶対的に安心するという方は、多分、なかなか見えないと思うのです。
それで今、秋山委員が言われたように、私も前回の審議会で、新聞等で新潟県の取組、

調査しているということは出ていますけど、数値が本当にいいのか、悪いのかというか、元々事故が起きなかった場合の数値って何なのだろうということも聞く場合があります。

逆にその中で、不安を感じる県民の割合を目標値にしても、これは意味がないかなということをここで感じていたものですから、今秋山委員の言われたように、何かもっと情報を提供している数字とか、届いた割合と言うか、県民が理解した割合とか、そういう形のほうがいいのかなと。

先ほどちょっとあいさつの中で言わせていただきました協同組合間の今年の協同組合祭りのブースで、放射能の検査の取組とかいろいろパネルを作っていただいて、それを展示したんです。

若いご夫婦の方が「こういうふうに検査って抜き取りなのね」と。全商品を一度にはできませんからね。ただ「やっていることはわかったね」と。

「こういうふうにしてグラフで出してくれればすごくわかりやすい、見やすいね」というようなご年配の方の言葉もありました。

そういうふうにして数字で出すこと、数字が出ても「基準値以下です」という言葉が書いてあって、それを学んだ人は割合わかってくれますけど、どうしても数字が出ることでマイナスイメージにとる人もいますので。

そのあたり（指標の）文言をもう少し、私もどういうふうにしたらいいかを考えたいと思いますので、この（指標案の）内容はちょっとなかなか理解し難いなと思いました。

【村山会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、ここについては事務局でももう一度ご検討いただくということで、お願いしてよろしいでしょうか。

例えば案としては、先ほどお二人の委員から出たように、情報提供をした、あるいは届いたというのと、それを受け取って不安がどうなったか、両方とってもいいと思うのですけど、そのあたりですね。１つにするか、２つにするかを含めて再度ご検討お願いしたいと思います。

それでは他に･･･、はい、お願いいたします、川井委員。

【川井委員】

別添資料Ⅲの原案たたき台の７ページなんですけど、本当に安全で安心な食品を提供していくということがとても大事だと思いますし、現状と課題のところで、２行目のところに農林水産物の安全性や信頼性に対する関心が高まっていると。

農薬の使用履歴など記録の重要性がより高まっているということで、その取組方針のところで「生産者に対し」とあるのですけど、「生産者」というのはどこまでを「生産者」と指すのか。

先ほど漬物の話がありまして、自分の趣味的なもので漬物を作って、道の駅で売っている方も生産者。農協を通して市場に出荷している方も生産者。直売店の数がこれだけ増えて売り上げがすごいことになっている中で、この「生産者」という言葉が私はどこまでどうなのかなと。

その方たちが全部農薬を使って作っているわけですね。消費者としては新鮮さが売り物というところで買っているわけで、安全かどうかということはわからない状態で、今のところ物が流れているんじゃないかなと感じます。

ただ、新鮮そうに見せかけるための薬は使っていないだろうなというぐらいのところで、本当に１軒１軒の直売店の方々がどういうふうに真剣に作っておられるかというあたりは、とても知ることはできない。

ましてや県が全部の生産者の方たちを何とかしようということは、とてもできないんじゃないかなと思うのですけど。

特に新潟県は、直売店はここ数年ですごく多くなって、具体的に売り上げのことは今わからないのですけど、すごく多くなっているということは聞いておりますし、特に小千谷あたりは観光バスが停まるような直売店もあるわけです。

県外の方たちもそこに寄って、小千谷の野菜を買っていくということも、本当に日常的に見受けられるわけなんですけど、どうしたものでしょうかというところなのですけど。

【村山会長】

コメントございますでしょうか。特に「生産者」の範囲でしょうか。

【農産園芸課 浅野副参事】

農産園芸課 浅野でございます。

こちらのほうは、私ども農産園芸課ということで、農業生産の部分を担当させていただいておりますので、この部分の「生産者」については、「農業者」の方々を範囲として考えております。

農業者に対して、その農作物等、きのこ等いわゆる林産物も含んだ中で、農作物等の生産技術、管理技術の普及を図っていくという形で書いているのですけれども、その後のほうが、「消費者への安全で安心な食品の提供」と、「食品」という言葉で混同する面もございますので、生活衛生課とも調整させていただいて、文言を工夫したいと思っております。

【村山会長】

はい、よろしいでしょうか。

そうしましたら、さまざまなご意見をいただきました。

今日のところは出尽くしていないかもしれませんけども、また以降のご不明な点があり

ましたら、生活衛生課にお問い合わせいただければと思います。
事務局には本日の意見を踏まえて計画の原案を作成いただければと思います。
また委員の皆さまにおかれましては、本日言い足りなかったこと、あるいは後で気が付かれたこと、ございましたら、今日いただいた封筒の中に意見を書いていただけるような用紙が入っておりますので、その記入用紙などをお使いいただきまして、事務局にお寄せいただければと思います。
それでは、本日予定していた議題は以上ですが、その他に皆さまから何かございますでしょうか。
はい、髙橋委員、お願いします。

【髙橋正博委員】
この基本計画そのものに対しての意見ではなくて恐縮ですが、県のホームページ「食の安全インフォメーション」、現状アクセス数が 78,200 とありますね。
実は私、きのこの関係等があって、よくここを開くのですが、大変重たいんですよ。開いてくれないんですよ、いつまでも。
福祉保健部のものをずっといろいろ検索しまですね、そこもみんな重たいんですよね。もう 10 秒以上かかるんですよ。
これもし技術的に解決できるのであれば、もっと早くサイトが開くようになるんじゃないかと思うんですよね。
これだけ遅いと、もうイライラして、見ない人がけっこう出てくるんじゃないかと思うんですね。
中身はいいわけですから、そこの部分、それから健康 21 ですか、あそこなんかのぞいても大変開くのに時間がかかりますよね。以上です。

【村山会長】
とても貴重なご意見だと思いますので、技術的なところの方とご相談いただきまして、ご対応可能かどうか、ご検討ください。
他にございますでしょうか。
ないようでしたら、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局　山内主任】
特にございません。

【村山会長】
それでは、本日はこれで議長の任を終了させていただきたいと思います。
長時間にわたり、議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

【事務局　湯本副参事】

村山会長、大変ありがとうございました。

委員の皆さまにおかれましても、長時間にわたり熱心にご審議いただき大変ありがとうございました。

県といたしましては、ここに参加している食の安全・安心戦略会議の各課を中心に、全庁をあげて、食の安全・安心の確保に努めていきたいと考えております。

何かお気づきの点がございましたら、いつでも事務局までご意見等いただければ幸いです。

これをもちまして、「第 11 回にいがた食の安全・安心審議会」を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。